

横浜市災害時における安全で衛生的な生活用水の確保に関する要綱事務取扱要領

制定 平成 14 年 4 月 1 日 衛生活第 458 号（局長決裁）

最近改正 令和元年 5 月 1 日 健総第 75 号（局長決裁）

（目的）

- 1 この要領は、「横浜市災害時における安全で衛生的な生活用水の確保に関する要綱」（以下「要綱」という。）の円滑な運用を図るための事務手続、関連事項等について定めることを目的とする。

（福祉保健センター長の事務）

- 2 要綱に規定する市長が行う事項のうち、次に定めるものは福祉保健センター長が行うものとする。
 - (1) 要綱第 6 条に規定する指定申出書の受付
 - (2) 要綱第 7 条に規定する申出後の水質検査等
 - (3) 要綱第 8 条に規定する設置者に対しての「災害用井戸協力の家」プレート等の交付
 - (4) 要綱第 9 条第 1 項に規定する災害応急用井戸の所在地等の公表及び名簿の管理
 - (5) 要綱第 10 条に規定する災害応急用井戸の指定の解除
 - (6) その他必要な事項

（水質検査等）

- 3 福祉保健センター長は、要綱第 7 条に基づく水質検査等を実施する場合は、災害応急用井戸指定検査書（第 1 号様式）により行うものとする。

（指定決定通知）

- 4 健康福祉局長は、災害応急用井戸を新たに指定した場合、速やかに災害応急用井戸指定決定通知書の写しを福祉保健センター長に送付する。

（変更及び解除の申出）

- 5 災害応急用井戸の設置者（以下、「設置者」という。）は、災害応急用井戸設置者氏名等の変更又は解除の申出を行う場合は、災害応急用井戸設置者変更、災害応急用井戸指定解除申出書（第 2 号様式）を井戸所在地の福祉保健センター長に提出する。

なお、当該申出書の提出を他者に委託する場合は、同申請書にその旨記載すること。

（災害応急用井戸台帳）

- 6 福祉保健センター長は、災害応急用井戸の所在地等の公表及び名簿の管理を適正に行うため、災害応急用井戸台帳（以下「台帳」という。）を管理する。台帳様式は、第 3 号様式に定めるとおりとする。

- (1) 台帳には、次に定める項目を記録する。

ア 整理番号

- イ 災害応急用井戸所在地
- ウ 設置者氏名
- エ 設置者住所
- オ 設置者電話番号
- カ 災害応急用井戸の種類
- キ 汲み上げ方式
- ク 指定年度

(2) 福祉保健センター長は、次に該当する場合は速やかに台帳記録項目の整理を行う。

- ア 災害応急用井戸が指定された場合
- イ 災害応急用井戸の変更又は解除の申出があった場合
- ウ 台帳管理上必要と認める場合

(3) 健康福祉局長は必要に応じて、福祉保健センター長に、台帳記載内容について、報告を依頼する。福祉保健センター長は、健康福祉局長の依頼に対し、台帳記載内容の報告を行う。

(4) 台帳の管理は、この要領に定めるもののほか、「横浜市個人情報保護に関する条例」及び「横浜市電子計算機処理に係るシステム及びデータ保護管理規程」に基づき適正に行うものとする。

(衛生指導及び助言)

7 福祉保健センター長は、必要に応じて設置者に災害応急用井戸の管理のための衛生指導及び助言を行う。また、必要に応じて設置者に理由を説明し、指定の解除を行う。

(その他)

8 この要領に定めるもののほか、この要領の運用上必要があるときは別途定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

(第1号様式)

災害応急用井戸指定検査表

検査日	年 月 日	検査者	区福祉保健センター環境衛生係
-----	-------	-----	----------------

設置者 住所名	
井戸所在地	
水の種類	井戸水 湧水
種類	掘井戸 打込井戸 湧水 その他

井戸本体の状況

井戸のふた（有・無）

井戸の立ち上げの
高さ（ ）cm

The diagram shows a cylindrical well body with a flat top. An arrow points to the top surface, labeled '井戸のふた（有・無）'. A vertical double-headed arrow indicates the height from the ground level to the top of the well body, labeled '井戸の立ち上げの高さ（ ）cm'. The ground level is represented by diagonal hatching.

管理状況検査

井戸周囲の 状態	井戸の立上げは、おおむね15センチメートル以上あるか。	適 ・ 不適
	ふたは、防水密閉であり、有害物、雨水、汚物等が流入するおそれのある亀裂、隙間等がないか。直接上部には水を汚染するおそれのある施設等はないか。	適 ・ 不適
	周囲は清潔であり、ごみ、汚物、たまり水等がないか。 浄化槽、排水マスなど水を汚染するおそれのある設備から十分な距離があるか。	適 ・ 不適
汲み上げ	災害時に水を汲み上げることができるか。	可 ・ 不可
	汲み上げ方法：手押しポンプ ・ 電動ポンプ ・ つるべ ・ 装置なし その他（ ）	

簡易水質検査結果

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
pH値		5.8～8.6	濁度	2度以下・2度を超える	2度以下
臭気	異常なし・異常あり	異常でないこと	色度	5度以下・5度を超える	5度以下

備考	
----	--

(第2号様式)

災害応急用井戸設置者変更
災害応急用井戸指定解除 申出書

年 月 日

福祉保健センター長

住所
氏名
電話

災害応急用井戸の設置者を変更しました
災害応急用井戸の指定を解除したいので、横浜市災害時における安全で衛生的な生活用
水の確保に関する要領5の規定に基づき申し出ます。

井戸所在地		
設置者氏名		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更 解除 年月日		
変更 解除 理由		

※ 災害応急用井戸に指定された井戸の所在地および所有者については、災害発生時に広く市民の方が活用できるよう名簿等で公表を行っています。

※ この書類の提出を他者へ委託する場合は、以下についてご記載ください。

この書類を()区福祉保健センターに 提出することについて、右の者に委託します。	(受託者氏名)
---	---------

